

西ノ島町建設事業者支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西ノ島町内に本拠を置く建設事業所の業務の効率化等に資する取組みに対し、経費の一部を助成することにより、建設業の活性化及び後継者育成を支援し、将来にわたって長く事業活動が継続できる体制を確保していくことを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、西ノ島町内に主たる営業所を有する建設業者(建設業法第3条第1項の許可を受けている者に限る。)で、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 他の補助金、助成金を受けていないこと。
- (3) 補助金交付後において5年間は事業継続する意思があること。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表によるものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助対象経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定に基づき算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。
- 4 第1項の事業は、申請した年度中に完了するものでなければならない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西ノ島町建設事業者支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 見積書等、補助対象経費の内訳がわかる書類の写し

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書及び内容を審査し、助成することを適当と認めるときは補助金の交付を決定し、西ノ島町建設事業者支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更しようとするときは西ノ島町建設事業者支援補助金変更申請書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他参考となる資料

2 町長は、前項の承認申請があったときはその内容を審査し、承認すべきと認めるときは西ノ島町建設事業者支援補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに西ノ島町建設事業者支援補助金実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況が分かる資料(写真等)
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し(請求書・領収書等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日に属する年度会計を含め 3 年間、該当補助事業の状況について、毎年度末に町長へ報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、西ノ島町建設事業者支援補助金確定通知書(様式第 8 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、西ノ島町建設事業者支援補助金請求書(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 10 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(別表)

区分	補助対象経費及び内容	補助率又は限度額
工事管理の効率化	① 工事管理者を定着させるため受入に必要なシステム導入等に要する経費 ② 事務及び作業の負担軽減、現場管理に必要なシステム導入等に要する経費	補助対象経費の合計額(消費税額を除く。)の 2 分の 1 以内とし、500 千円を限度額とする。 (1 事業者 1 回限り)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西ノ島町建設事業者支援補助金 交付申請書

西ノ島町長 様

（申請者）

所在地

事業所名

代表者名

印

西ノ島町建設事業者支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金を交付申請します。

（添付書類）

- ・事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、見積書等

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業名	工事管理の効率化
事業年度	年 月 日
事業の必要性及び事業内容	
事業実施による効果	
本事業に関する連絡先	電話 FAX 担当者名
備考	

様式第3号（第4条関係）

収支予算書

収入

(単位:円)

区分	金額	変更	積算内訳
補助金			
自己資金			
その他			
計			

支出

(単位:円)

区分	金額	変更	積算内訳
補助対象経費			
小計			
補助対象外経費			
小計			
計			

第 号
年 月 日

住所又は所在地

名称及び代表者氏名 様

西ノ島町長 印

西ノ島町建設事業者支援補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり交付決定したので、西ノ島町建設事業者支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 事業の概要
2. 対象事業費
3. 補助金額
4. 交付の条件

年 月 日

西ノ島町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

⑩

西ノ島町建設事業者支援補助金 変更申請書

年 月 日付け 号で交付決定のあった西ノ島町建設事業者支援補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので申請します。

1. 変更の理由

2. 変更内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 変更前事業費 | 円 |
| (2) 変更後事業費 | 円 |

3. 添付書類

- ・変更事業計画書
- ・変更収支予算書
- ・その他参考となる資料

第 号
年 月 日

住所又は所在地

名称及び代表者氏名 様

西ノ島町長 ⑩

西ノ島町建設事業者支援補助金 変更交付決定通知書

年 月 日付け 号で交付決定した西ノ島町建設事業者支援補助金については、次のとおり変更交付することを承認します。

記

1. 変更の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 変更後の対象事業費 | 円 |
| (2) 変更後の補助金額 | 円 |

2. 変更の理由

西ノ島町建設事業者支援補助金 実績報告書

西ノ島町長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた上記事業が完了しましたので、西ノ島町建設事業者支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業実績	事業名	工事管理の効率化		
	事業の必要性及び内容			
	事業実施により得られた効果	※添付資料 ・写真 ・パンフレット等		
	事業年度	年 月 日		
収支決算書	収 入	経費区分	金額（税抜）	積算内訳
		補助金	円	
		自己資金	円	
		その他	円	
	計		円	
	支 出	経費区分	金額（税抜）	積算内訳
		補助対象経費	円	
		小計	円	
		補助対象外経費		
		小計	円	
計		円		

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

様

西ノ島町長

印

西ノ島町建設事業者支援補助金 確定通知書

年度西ノ島町建設事業者支援補助金については、西ノ島町建設事業者支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知する。

記

1. 補助金の確定額

円

年 月 日

西ノ島町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

⑩

西ノ島町建設事業者支援補助金 請求書

年 月 日付け第 号で確定された西ノ島町建設事業者支援補助金を下記のとおり請求します。

記

請求額 円

金融機関名
口座種別
口座番号
口座名義人（フリガナ）